

報道関係者各位  
プレスリリース

2018年12月17日 No. 18-032  
株式会社東京リーガルマインド 代表取締役 反町 雄彦

## 巷で話題の「民法等が大きく変わる！」をやさしく紐解く 相続法改正ポイント解説講座開講！！ 相続に関する改正情報を短時間で学習！

各種資格・国家試験の総合スクール東京リーガルマインド（LEC）は、2019年1月17日（木）より「相続法改正ポイント解説講座」を開講いたします。

### いよいよ来年1月より施行開始！最新の相続にまつわる改正情報をお伝えします

来年から民法等（民法及び家事事件手続法、法務局における遺言書保管等に関する法律）の一部を改正する法律が順次施行されます。特に、相続法関連での改正となる「自筆証書遺言の作成要件の緩和」については2019年1月13日施行となっており、いよいよ施行時期が間近に迫ってまいりました。

この改正は、超高齢社会を迎えている日本の社会経済情勢を、民法という観点から見直し、段階的に施行するものです。相続法の改正としては自筆証書遺言の作成要件の緩和だけでなく、残された配偶者の生活に配慮した制度の創設など、様々な要素が含まれております。相続件数が毎年約130万件も発生していることからみても、この改正は、職業として手続きを行う専門家だけではなく、1人1人が当事者として広く学ぶべき大きなものであるといえます。

この法改正の今だからこそ、見直した制度について、短時間で学習出来るよう重要ポイントに絞った最新情報満載の相続法改正講座を開講いたします。

#### ■講座概要

日時	2019年1月17日（木）より教材発送・WEB講座配信開始	
講座内容	総講義時間9時間（3時間×3回） 配偶者居住権／配偶者短期居住権／長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護する施策 平成28年12月19日最高裁大法廷決定／相続された預貯金債権の仮払い制度／相続開始後の共同相続人の財産処分 自筆証書遺言の方式緩和／自筆証書遺言を法務局で保管する制度／遺留分制度の見直し／相続させる旨の遺言（新称「特定財産承継遺言」）の効力について／相続人以外の者の貢献を考慮するための方策／遺贈の担保責任／遺言執行 通信 WEB（Web＋スマホ＋DL） DB18603 20,000円（8%税込） 通信 DVD DB18603 25,000円（8%税込）	
担当講師		<b>■担当講師 鈴木 大介 LEC専任講師</b> 中央大学法学部卒業、平成6年の司法書士試験合格を契機として、その後、長年に渡りLEC司法書士受験対策講座の看板講師を務める。平成15年に司法書士法人を設立した後は企業法務、登記業務、成年後見、相続、簡易裁判所訴訟など幅広い分野で実務に携わりながら、企業研修の講師も務める。民法債権法及び相続法改正講義を担当。実務家であり講義のプロフェッショナル。
申込方法	下記URLもしくはQRコードよりお申込ください。 <a href="http://online.lec-jp.com/shop/goods/100133320/">http://online.lec-jp.com/shop/goods/100133320/</a>	 ※スマートフォンの場合はQRコードからのお申込が便利です。

★詳細はこちら → <http://digipanf.lec-jp.com/200711DV1812049/book/index.html>

★法人事業本部スタッフブログもご覧ください → <http://lechojin.jugem.jp/>

#### ■会社概要

株式会社 東京リーガルマインド

昭和54年創業の国家資格取得・公務員試験合格などを支援する資格の総合スクールです。法律系、ビジネス系、会計系など幅広い講座を全国で展開し、長きに渡る各種資格・国家試験対策講座で培ったノウハウを駆使し、さまざまなサービスを提供しています。

\*\*\*\*\*

本件に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド コールセンター TEL：0570-064-464  
 取材に関するお問い合わせ LEC東京リーガルマインド 総務課 TEL：03-5913-6220